

東郷町地域移行部活動運営業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式により、東郷町地域移行部活動運営業務を実施する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

東郷町地域移行部活動運営業務

(2) 業務内容

別紙「東郷町地域移行部活動運営業務仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 11 年 8 月 31 日まで

(4) 事業費

138,265,270 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

各年度の上限額	令和 8 年度	26,502,190 円
---------	---------	--------------

	令和 9 年度	44,094,050 円
--	---------	--------------

	令和 10 年度	44,094,050 円
--	----------	--------------

	令和 11 年度	23,574,980 円
--	----------	--------------

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

4 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の定めに該当しない者

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。

(4) 国税、愛知県税及び東郷町税に未納がないこと。

(5) 東郷町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 12

月 19 日締結) に基づく排除措置を受けていないこと。

- (6) 東郷町指名業者等選定審査会規程（平成元年東郷町訓令第 2 号）による指名停止を受けていない者
- (7) 法人格を有していること。
- (8) 本業務と同種又は類似の事業実績を有すること。
- (9) 本業務について、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本町の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

5 申込方法及びスケジュール

項目	日程等
実施要領の 公表	令和 8 年 4 月 10 日（金）から ・必要な書類は、町 HP からダウンロードすること。
質問の受付	令和 8 年 4 月 16 日（木）午後 5 時まで ・質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで送付すること。
質問の回答	令和 8 年 4 月 24 日（金）までに町公式ウェブページで公表
参加表明書の 提出	令和 8 年 4 月 28 日（火）午後 5 時まで ・東郷町民会館 1 階生涯学習課に書面で提出すること。 ・郵送の場合は、上記期日までに必着とすること。
企画提案書等の 提出	令和 8 年 5 月 11 日（月）から同月 18 日（月）午後 5 時まで ・応募は、提案者 1 者につき 1 提案とすること。 ・東郷町民会館 1 階生涯学習課に書面で提出すること。 ・郵送の場合は、上記期間に必着とすること。
プレゼンテーシ ョン審査	令和 8 年 5 月 25 日（月）予定 ・プレゼンテーション審査の実施時間等の詳細は、令和 8 年 5 月 18 日（月）までに各提案者に電子メールで通知する。

6 書類の提出

(1) 提案参加表明書等

提案参加表明については、以下の書類を各 1 部作成し、期限内に東郷町民会館 1 階生涯学習課に提出すること。

ア 提案参加表明書（様式 1）

- イ 会社概要書（任意様式）
- ウ 類似業務実績調書（任意様式）

(2) 企画提案書等

企画提案については、以下の書類をア及びウは正本1部、イは正本1部及び副本8部（コピー可）の計9部を作成し、期限内に東郷町民会館1階生涯学習課に提出すること。応募書類については、正本はアからウまで、副本はア及びイを一式として1部ずつクリップ留めで提出し、ステープラー等は使用しないこと。

- ア 企画提案申請書（様式2）
- イ 企画提案書（任意様式。日本産業規格A4 片面印刷 20枚程度）
- ウ 見積書（任意様式）

※見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。

(3) 提案書に記載する主な提案項目

- ア 実施方針
- イ 業務実績
- ウ 実施体制
- エ 提案内容

7 審査に関する事項

本業務に係る提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、選定委員会において行うものとする。

(1) 評価項目

項目	配点	主な評価の観点
業務実績・理解度	5	・過去に小中学生を対象とした類似業務の受託実績
		・国や愛知県のガイドライン及び東郷町の地域展開の方針（教員負担軽減、生徒の多様な体験）の理解
地域展開への支	10	・仕様書に記載された業務に加え、将来的な地域

援 ・創意工夫		展開（自走化）に向けた、事業者独自のノウハウやアイデアの提案
		・委託期間終了後の地域への引き継ぎを見据えた、地域人材の発掘や組織づくりに関する提案
運営基盤・事務 体制	10	・会費徴収、保険加入手続き、会員管理等の体制
		・部活動指導の効果検証（アンケート実施等）の実施
		・改善につなげるサイクル
実施体制・連携	15	・統括責任者（コーディネーター）の配置計画及び、指導者・学校・町・保護者との連絡体制
		・急な欠員や、当日の遅刻・欠勤が発生した場合の代理の手配など、バックアップ体制
		・生徒、保護者、学校との間でトラブルが発生した場合の対応
		・保護者からの問い合わせ窓口体制（電話・メール等）
指導者の確保	15	・安定的に指導者を確保できる具体的な採用方法
		・採用基準（資格要件、経験年数等）
		・専門性のある人材を確保する方策
指導者の研修	10	・研修体制、内容
		・障害のある生徒や初心者への配慮に関する研修
		・体罰、セクハラ、いじめ問題に関する研修
		・指導技術だけでなく、生徒とのコミュニケーションや生活指導等に関する研修
安全管理	10	・事故や怪我が発生した際の緊急対応マニュアル
		・感染症対策や保険加入

		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護のための取り組み（規約、管理体制） ・上位大会への移動手段（バス等の手配・引率等）及び安全対策・緊急事態への対応
法令遵守	10	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員のサービス管理（勤務時間の把握、評価制度）
		<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の問題行為発生時の対応、対策
金額積算の妥当性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者への謝金単価（目安：2,000 円/時 程度）
		<ul style="list-style-type: none"> ・安価な見積もりの場合、その根拠の合理性
見積金額	10	<ul style="list-style-type: none"> ・提示された見積りに基づき、所定の計算式により算出

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーションを実施し、選定委員会で評価する。

ア 開催日

令和8年5月25日（月）

イ 開催場所

東郷町役場内（愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地）

(3) 審査結果

ア 選定委員会による評価で、最も得点の高い提案者を第1位の優先交渉権者とし、次点の者を第2位の優先交渉権者とする。

イ 最高得点の提案者が複数であった場合は、見積金額の低い者を優先交渉権者とする。

ウ 最高得点及び見積金額が同額の場合は、審査委員の合議により決定する。

エ 審査結果は、審査終了後に提案者全員に通知する。

オ 優先交渉権者及び審査結果は、本町のホームページで公表する。

なお、審査結果の公表時には、優先交渉権者以外の提案者名は非公表とする。

カ 審査結果に関する問合せ及び異議申立は受付けない。

(4) 業者決定及び委託契約の締結

令和8年6月（予定）

8 契約事項

- (1) 審査により選定された優先交渉権者と本町において、協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって、当該業務に係る派遣請負契約を締結することを前提とする。
- (2) 最終的な業務仕様については、事業者との協議により決定する。
- (3) 失格その他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、第2位の優先交渉権者と協議を行う。

9 失格要件

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加表明書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合
- (3) 本要領における諸条件（見積金額が事業費上限を超えた場合を含む。）に違反した場合

10 その他

- (1) プロポーザルに参加するために係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、選定結果の公表等に必要の場合には、本町は、当該著作権を無償で使用できることとする。
- (4) 本町が必要と認めたときは、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 本件に係る情報開示請求があった場合には、東郷町情報公開条例（平成11年東郷町条例第21号）に基づき、提出書類を開示することがある。
- (7) 本件は、東郷町公契約条例第9条第2項の規定に基づく労働条件の確保についての報告を求める特定公契約となります。

11 事務局（問合せ先）

東郷町教育委員会教育部生涯学習課

所在地 〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字北反田 14 番地

電 話 0561-38-9445、0561-38-6411

メール tgo-shogai@town.aichi-togo.lg.jp

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 9 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

東郷町地域移行部活動運営業務公募型プロポーザル提案参加表明書

年 月 日

愛知県愛知郡東郷町長 石橋 直季 殿

上記の公募型プロポーザルに参加することを表明します。

また、「東郷町地域移行部活動運営業務プロポーザル実施要領」に定める参加資格要件を満たしていることを誓約します。

所在地		
商号又は名称		
代表者氏名		
本件担当部署		
連絡先	電話番号	
	F A X 番号	
	E - m a i l	
	担当者名	
会社概要	設立	
	資本金	
	社員数	

様式第1号（第6条関係）

東郷町地域移行部活動運営業務企画提案申請書

年 月 日

愛知県愛知郡東郷町長 石橋 直季 殿

「東郷町地域移行部活動運営業務プロポーザル実施要領」の内容を理解し、必要書類を添えて次のとおり申請します。

（提出者）

事業所所在地

商号又は名称

代表者氏名

（連絡先）

担当部署

担当者名

電話番号

F A X 番号

E - M a i l